

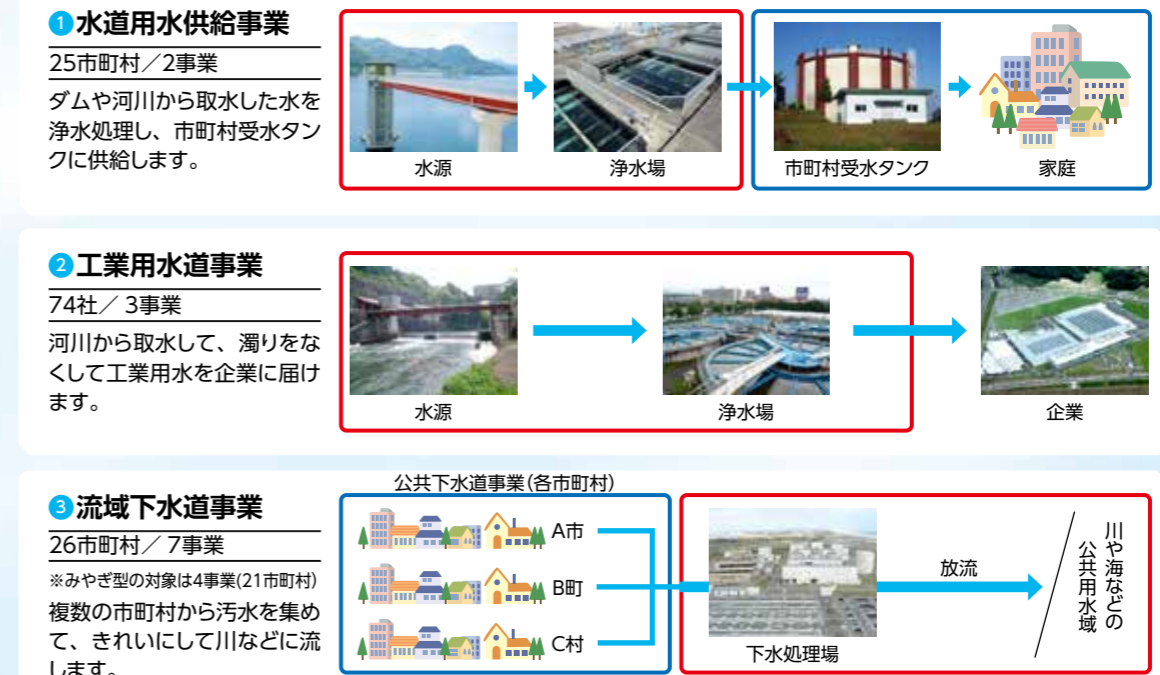
# 「みやぎ型管理運営方式」が始まりました

これからも安心・安全な水をお届けするために

水道用水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業の3つの水道事業を官民連携により一体的に運営する「宮城県上工下水一体官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)」が令和4年4月から始まりました。

宮城県が運営する上・工・下水道事業

県が運営している水道事業は、上水2事業、工業用水3事業、下水7事業の合計12事業です。そのうち、みやぎ型管理運営方式の対象は9事業です。



赤枠：県の事業(みやぎ型) / 青枠：市町村の事業

みやぎ型導入の背景と目的

水道事業を取り巻く経営環境は、年々厳しさを増しています。水道事業は水道料金を財源として運営していますが、急激に進む人口減少などにより水需要が落ち込み、収益が減少していく一方、事業開始から40年を経過した施設や管路の大規模な更新が必要となっています。

県はこれまで、将来の水需要の減少を踏まえた施設の統廃合や、管路のダウンサイジング(※1)など、効率的な事業運営に努めてきましたが、将来の急激な料金上昇が避けてはならない見通しとなっていました。こうした背景を踏まえ、県は、経営基盤の強化が可能な水道事業の新しい運営方法を検討し、みやぎ型管理運営方式(以下、「みやぎ型」)の導入を進めてきました。

みやぎ型は、民間の力を最大限活用できるよう、これまでの契約方法を見直すことにより大幅なコスト削減を実現する新しい官民連携の運営手法で、県は今後の水道料金の上昇を抑制し、持続可能な水道事業経営を目指して取り組んでいきます。

これまで	みやぎ型管理運営方式
<b>契約期間</b>	
4~5年間 ●民間事業者の従業員の雇用が不安定 ●人材育成が困難	20年間 ●民間事業者の雇用が安定 ●人材育成、技術継承が容易
<b>契約する事業の単位</b>	
事業ごと個別に委託 ●スケールメリット(※2)を發揮しづらい	対象9事業を一体で契約 ●スケールメリットの効果が拡大
<b>発注の方法</b>	
<b>仕様発注</b> 県の役割 ●浄水場などの運転管理方法などを細かく指定 民間の役割 ●県が指定した方法に従い、運転管理などを実施	<b>性能発注</b> 県の役割 ●水量、水質などの基準を指定 ●基準を満たしているか確認 運営事業者の役割 ●基準を満たすように運転管理を工夫

※1 今後の需要見込に合わせて口径を縮小すること  
※2 規模が拡大することで生産性などが向上すること

## みやぎ型管理運営方式の対象

赤い太線で囲んだ範囲(県の水道用水供給エリア)内の★印のついた事業が対象です。



### 運営事業者

令和4年4月よりみやぎ型の浄水場や下水処理場などの運転管理は、「株式会社みずむすびマネジメントみやぎ」が担当します。同社はメタウォーター株式会社を代表企業とする国内10社の出資により県内に設立された特別目的会社で、全国的に活躍する水のプロフェッショナル企業がノウハウと人材を結集して結成されました。



### 事業開始式を開催しました

令和4年4月12日、宮城県仙南・仙塩広域水道事務所(南部山浄水場:白石市)でみやぎ型事業開始式を開催しました。式典には、知事をはじめ県議会議員、関係府省、関係企業が参加しました。



## よく寄せられる質問

**Q1 水道民営化と聞くけれど、県は水道事業を民間に丸投げしたの?**

**みやぎ型は水道事業経営の全てを民間業者に譲り渡す完全民営化ではありません。**

みやぎ型では9つの水道事業について、県が最終責任を担う他、施設の所有権を県が保持したまま、浄水場などの運転管理と修繕・更新工事を運営業者に委ねます。運営事業者は、県との契約に基づき、県が要求する基準を守って業務を行う義務を負っていますので、運営事業者が全て自由に事業を行えるわけではなく、そこには県が要求する基準という制約が存在します。

また、県は運営事業者が基準を守っているか、しっかりとモニタリングしていくとともに、水道管路のメンテナンスや更新の他、災害時の対応は運営業者に委ねず、引き続き県が担います。

**Q2 民間の事業者が運営することで勝手に料金を上げられるのでは?**

**運営事業者には、料金を自由に改定する権限はありません。**

県は市町村に水を供給し、市町村から料金を頂いていますが、この料金は県の条例で定められています。料金改定には条例改正が必要であり、条例改正のためには県議会の議決を経る必要があります。料金はこれまでと変わらず民主的な手続きによって決定されます。

**Q3 コスト削減の結果、水質が悪化するのでは?**

**水道法に定められた水質基準を守るため、水質は悪化しません。**

運営事業者はスケールメリットを生かし、浄水処理に必要な薬品をまとめ買いすることなどでコストを削減します。水道法に定められた水質基準は必ず守らなければならないので、コスト削減のため浄水処理に必要な薬品の使用量を減らすことはできません。

また、県は引き続き水道水の品質検査を行うだけでなく、運営事業者に抜き打ちで水質検査を行い、水道水の安全性を確認していきます。

水道経営課  
☎022(211)3430